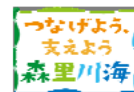




地域環境権条例に基づく「地域公共再生可能 エネルギー活用事業」の支援について

令和3年3月 環境省環境計画課

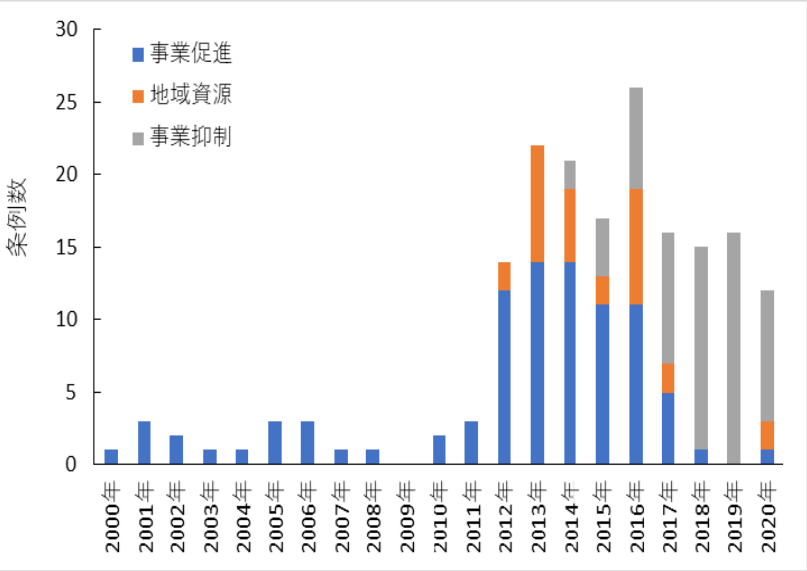


本資料の位置づけ

本資料は、地域と共生し地域に裨益する再エネ事業を地域が主体となって行うことを地方公共団体が支援する条例制度について、長野県飯田市における事例をまとめたものです。

地域の再エネ事業を地方公共団体が支援することの意義

- 再エネは地域固有の資源であり、事業の主体を地域の住民や企業、団体等が担い、地域金融機関等の地域資金を活用する「地域主導型」の事業とすることで経済や防災などでメリットが大きい。
- 一方、景観や騒音等のトラブルなど、地域と共生しない再エネでは、持続的な利活用ができない。
- 地域にメリットをもたらす「地域主導型」の再エネ事業への支援を条例によって規定したうえで推進することで、地域内への再エネ導入が着実に促進されることが考えられる。



再エネの地域との調和
や適切な維持管理を求
める条例の例

再エネに関する条例の
「目的」別制定数の推移
「事業促進」「地域資源
※」「事業抑制」

目的	自治体	条例
地域との 調和	茨城県つくば市	筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例
	千葉県御宿町	御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
	大分県由布市	由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業者との調和に関する条例
	栃木県那須塩 原市	那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する 条例
	愛媛県八幡市	八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域 との共生に関する条例
適切な 設置や 管理	長野県上田市	上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例
	兵庫県神戸市	神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理 に関する条例
	滋賀県大津市	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例
	京都府八幡市	八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例

地域環境権条例に基づく「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の支援

条例の概要

「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例（地域環境権条例）」に基づき、住民が公益的な利益還元を伴う再エネ事業を実施することを支援します。

特徴①：飯田市民へ「地域環境権」を保障

「現在の自然環境及び地域住民の生活と調和する方法により再生可能エネルギーを自ら利用し、その下で生活していく地域住民の権利」を「地域環境権」として**市民に保障**し、住民によるこの権利の行使を市が支援することを規定しています。

特徴②：公民協働のルール化

「地域団体」が自ら行う事業に加えて、公共的活動を行う企業等の「公共的団体等」と協働して行う事業も、支援しています。いずれの場合も、地域住民の持続可能な地域づくりに役立つような「公益的利益還元」を実施することを必要としています。

特徴③：専門機関を通じた支援と公共品質の確保

専門家で構成する第三者機関である「再生可能エネルギー導入支援審査会」を設置し、申請事業に対し、公益性や安定運営性について助言、提案をした上で、市長が公共的・安定的な事業であることを認定し、申請事業内容を公表します。

特徴④：認定事業に対する市の支援

審査会の審査により、公益性や安定運営性が十分と判断された事業は「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として**認定**し、条例に従って支援を実施します。

※詳細は次スライド参照

条例の背景

2004年	市民ファンドや地域金融機関と相互に連携し、市民出資型の太陽光発電事業を推進
2007年	地方自治体制度を導入し、各種団体をまちづくり委員会に再編
2009年	「環境モデル都市」に選定され、低炭素型のライフスタイルや社会システムを構築するため「飯田市環境モデル都市行動計画」を策定
2012年	固定価格買取制度の導入に伴い、学識経験者、地域金融機関、配電事業者など幅広い分野の専門家の意見を伺った上で地域主導の再エネ開発に関する条例の内容を検討
2013年	「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例（地域環境権条例）」を制定
2020年	地域公共再生可能エネルギー活用事業として累計17件の事業を認定（2020年9月時点）

関連する計画

- 飯田市環境基本計画「21'いいだ環境プラン」
環境基本計画にあたる「21'いいだ環境プラン」（5年に一度改定）の中で、地域環境権条例を活用した地域づくりの推進を市の取り組みの具体的内容として掲げています。
- 飯田市環境モデル都市行動計画
飯田市は、市民参加による自然エネルギー導入・低炭素まちづくりを理由に、2009年に環境モデル都市に選定されています。飯田市地球温暖化対策実行計画においても、地域環境権条例を活用した事業支援をCO₂削減の取組内容として記載しています。

支援のためのコスト

原則として、事業者となる住民組織等が金融機関から融資を受けられるような支援を行いますが、公益性のある事業であって、発注のための調査費用が確保できない場合の仕組みとして、「飯田市再生可能エネルギー推進基金」を設置しています。

- 飯田市再生可能エネルギー推進基金
事業の建設工事の発注のために直接必要となる調査費用を、無利子で貸し出す基金(4,000万円)

事業支援による実績

2020年9月時点で「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として計17件の事業が認定されています。認定されている17件の事業の実施により、年間632 t-CO₂相当の削減が見込まれ、市内のCO₂排出量の削減に寄与しています。認定を受けた事業の実施により得られる売電収益の一部は、地域内の景観形成や産業振興へ還元されています。

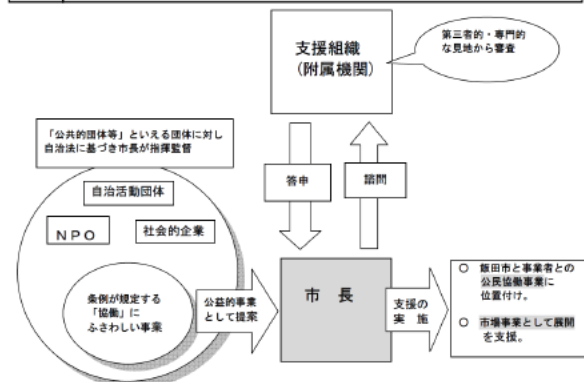


認定事業の事業概要の例（出所：飯田市ホームページ）

地域環境権条例に基づく「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の支援

事業支援の流れ

- ① 事業を行いたい住民組織が地域内で検討を実施し、市に相談する。
- ② 事業を行いたい住民組織は、必要に応じて事業を協力して実施する民間事業者とも相談する。
- ③ 事業を行いたい地域団体は、市に相談しながら事業全体の概要を作成し、関係者間で共有する。
- ④ 再エネ審査会に事業概要を説明し助言をもらい、課題を整理する。
- ⑤ 条例趣旨に適合し、事業化適当と判断された案件は「地域公共再生可能エネルギー活用事業」に認定され、支援を受ける。
- ⑥ 毎年開催される事業報告会で成果を報告する。



支援の流れ（出所：「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」の概要）

支援内容

1. 継続性及び安定性のある実施計画の策定並びにその運営のために必要な助言
 - 専門家が構成する「支援組織」において、事業の安定運営性を、専門的かつ第三者の立場から検討し、申請者に助言する。
 - 「地域環境権」の行使にふさわしい事業の公益性・担い手の公共性も検討し、ふさわしいものとなるよう助言・提案する。
2. 初期費用を調達しやすい環境を整えるための信用力の付与
 - 市が再エネ審査会からの答申を受けた内容を、原則、そのまま公表することにより、事業費用の調達が円滑になされるように信用の補完をする。
3. 補助金の交付又は資金の無利子貸し付け
 - 事業者が最も困る「発注のための調査費用」について、基金から無利子貸し付けを行う。
4. 市有財産を用いて事業を行おうとする場合の当該市有財産に係る利用権限の付与
 - 提案のあった事業が、飯田市の行政財産である土地・建物を使って「地域公共再生可能エネルギー活用事業」を行おうとする場合は、当該市有財産に係る利用権限を付与する。
5. 事業が継続性及び安定性をもって運営されるために必要な指導、助言
 - 事業が的確に運営されるよう、事業期間中は継続的に専門家の助言を実施する。

ポイント・留意点

- ✓ 専門家については、学識経験者に加えて、配電事業者や金融機関等も含め、多角的な観点から助言を行う体制とする。
- ✓ 画一的な審査基準をあえて設けないことにより、それぞれの事業の規模やリスクに合わせて柔軟に対応する。
- ✓ 事業の持続性に問題がある場合は、形式要件（保険、契約によるリスクヘッジ）や実質要件（流量、日射、水利権等）に係る助言を行う。
- ✓ 収益の使途（伝統産業の支援や景観形成等）が地域の課題解決に資するかという点でも評価・助言を行う。
- ✓ 住民組織が主体となって実施する事業のため、初期の事業資金や、借入金のための担保財産が十分でないことが多いことから「プロジェクトファイナンス」の制度導入・普及を進める。
- ✓ 融資する金融機関にとっては事業安定性に不安な部分がある。そこで審査会の審査内容・助言を公表することで、客観的かつ公的な立場から新たな公共的与信を創出する。
- ✓ 行政財産を活用した再生可能エネルギー事業の実施には、公益的利益を及ぼすように仕組み化する。
- ✓ 条例において、公民協働が成立するための条件と根拠を規定する。
- ✓ 認定した事業について、年1度程度、専門家を交えた報告会を開催し、認定事業の状況を継続的に把握し、必要に応じて助言する。
- ✓ 事業の効果を報告会や自治振興センター所長会等で共有することにより、横展開を促し、継続的採択につなげる。